

とやまの森づくりサポートセンター機器貸付け要項

(趣旨)

第1条 この要項は、とやまの森づくりサポートセンター（以下「サポートセンター」という。）活動推進業務におけるサポートセンター機器の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象機器)

第2条 この規定の対象とする機器は、とやまの森づくりサポートセンターに関する業務によって、サポートセンターが整備した機器とする。

(貸付け対象者)

第3条 機器の貸付けを受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) サポートセンター登録団体等（企業を含む）
- (2) 水と緑の森づくり事業の実施団体
- (3) その他、サポートセンターが適当と認めた者（サポートセンター登録申請中の団体など）

(貸付け対象活動)

第4条 機器の貸付けを受けることができる活動は、次のとおりとする。

- (1) 森林ボランティアとして行う森づくり活動及び人材育成のための研修会
- (2) 森林に関する体験学習会や普及啓発活動
- (3) 水と緑の森づくり事業による活動

(貸付け期間)

第5条 機器の貸付けを受けることができる期間は、原則年間14日未満とする。ただし、上記により難しい場合はサポートセンターとの協議により貸付け期間を延長することができる。なお、この場合においても事業年度を超えないものとする。

(無償貸付け)

第6条 機器の貸付けは、これを無償としなければならない。

(借受け申請)

第7条 サポートセンターは、機器の借受け申込者に対して、別に定める「とやまの森づくりサポートセンター機器 借用書」をサポートセンターへ提出させるものとする。

(貸付けの許可)

第8条 サポートセンターは、前条の借用書を受理するときは、使用目的、機器の数量など

を確認のうえ、可否を決定し、申請者に通知しなければならない。

ただし、チェーンソー（小型のものを含む）を貸付けるときは、安全確保のため、「チェーンソー作業従事者特別教育講習」を修了している者が作業責任者として活動の管理を行う場合においてのみ許可すること。また刈払機を貸付けるときについても同様に、「刈払機作業安全衛生教育講習」を修了している者が作業責任者として活動の管理を行う場合においてのみ許可すること。その他、動力付きの機器を貸付けるときは、その機器に関する必要な安全講習等を修了している者が作業責任者として活動の管理を行う場合においてのみ許可すること。

（遵守事項）

第9条 サポートセンターは、機器の貸付けを受ける者に対して、次の事項を遵守させなければならない。

- （1）借用した機器を使用目的以外で使用しないこと。
- （2）始業前には、必ず機器の点検を行い、安全対策に万全を期すこと。
- （3）借用した機器の使用中の事故等については、サポートセンターに対して一切責任を求めないこと。
- （4）借用した機器は、清掃等現状を回復した上で返却すること。
- （5）借用した機器に損害が生じたときは、その事実発生後、直ちにその状況を報告すること。また、サポートセンターから損害賠償請求があった場合は、請求に従い支払うこと。
- （6）その他サポートセンターから指示があった場合は、協議等に応じること。

附則

（施行期日）

この要項は、平成20年4月1日から施行する。